

施設利用規程

この規定は、三木市の運営する三木市吉川図書館内に併設する多目的利用スペース（学習スペース及び多世代交流スペース）の利用にあたり必要な事項を定める。

1 利用理念

多目的利用スペースは、市民に学習の場と交流の場を提供することにより、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2 施設の使用区分

名称	面積	利用目的	利用時間	利用方法
学習スペース	86.1 m ²	自習（学習等）	10時から 18時	記帳入室
多世代交流スペース	242.9 m ²	フリースペース	10時から 18時	常時開放

3 利用日時

多目的利用スペースの利用日時は、以下のとおりとする。

利用時間 午前10時から午後6時

利用できない日 毎月第4木曜日（祝日の場合はその翌日）及び12月29日～1月3日

※必要に応じ臨時的に閉館する場合がある。

4 利用方法等

・学習スペースは、スペースの入り口にて利用票に必要事項を記入の上入室し利用するものとする。

・学習スペースの利用は、原則一人1席とする。

・多世代交流スペースは、フリースペースとし自由に利用できる。

・持ち物を机、テーブル、椅子その他の場所に放置し長時間離席しないこと。

・持ち物は自己責任において管理するものとし、盗難紛失等について市は責任を負わない。

・施設内での飲食は可能（アルコール飲料類及び喫煙は禁止）であるが、各利用者が食中毒等を発生させないように衛生管理に努めること。

- ・施設の建物、床、備品を汚さないように努め、汚したりこぼしたりした場合は備え付けの清掃用具で自ら清掃すること、清掃しないで放置し退館した場合は今後施設を利用できない場合がある。
- ・施設内で発生した廃棄物、ゴミ類は利用者側において持ち帰ること。
- ・施設内でフリーWi-Fi サービスを利用する場合は、自己の責任において利用するものとする。

5 利用料

原則無料とする。

6 施設の利用制限

次に掲げるもの及び行為を行う者はこの施設を利用できない又は退去しなければならない。

- ・営利販売目的での利用
- ・特定の政党政治選挙活動
- ・公序良俗を害する恐れがある場合
- ・反社会的組織またはそれに準ずる者
- ・学習スペースにおいて、静寂を保つ意思のない者は利用できない。
- ・利用目的に合わない場合、また他の利用者に迷惑な行為（大声での会話や発言、大音量での動画や音楽の視聴、臭いの強い食べ物や飲み物の飲食、過度の振動を発する行為等）を行う者
- ・小学生以下の児童の単独利用
- ・ペット（犬・猫等）を伴う入館はできません。（ただし介護、介助犬は除く）

6 損害賠償

施設及び備品、用具類を損傷し又は滅失したときは利用者の責務において現状に回復又は現状に戻すための経費を負担しなければならない。

7 その他

この規程に定めのない事項及び本規程に疑義が生じた場合はその都度教育委員会において協議し解決にあたるものとする。

この規定は、今年4年4月2日より適用する。